

# 船舶事故調査報告書

平成30年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月7日 05時20分ごろ
発生場所	福岡県宗像市鐘崎漁港 鐘崎港西防波堤灯台から真方位088°170m付近 (概位 北緯33°52.9′ 東経130°31.7′)
事故の概要	漁船盛漁丸及び漁船新栄丸は、共に北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 盛漁丸、7.9トン FO2-6666（漁船登録番号）、個人所有 第293-40454号（船舶検査済票の番号） B 漁船 新栄丸、3.2トン FO3-27209（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A 軽傷 1人（甲板員） B なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、法定灯火を表示し、船尾を覆うオーニングの下方に作業灯を点け、約2ノットの対地速力で漁場に向けて鐘崎漁港内の港口付近を手動操舵により北進中、船長Aが左舷方の同港口を見ながら操船していたところ、その船尾部にB船の船首部が衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、船尾を覆うオーニングの後方に作業灯を点け、漁場に向けて鐘崎漁港内を手動操舵により北進中、船長Bが、左舷方の沖防波堤に沿って設置されていた生け簀を見ながら、西防波堤の水銀灯を目標に操船していたところ、A船と衝突した。 A船及びB船は、共に自力で航行し、それぞれ鐘崎漁港内の係留場所に帰った。 A船の甲板員1人は、救急車で病院へ搬送され、左肘関節部打撲傷及び左肘関節捻挫と診断された。
分析	A 船は、鐘崎漁港口付近を北進中、船長Aが、左舷方の鐘崎漁港口

	<p>を見ていて船尾方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鐘崎漁港口付近を北進中、船長Bが、左舷方の生け簀を見ていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、鐘崎漁港口付近において、A船及びB船が共に北進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通が収れんする港口付近においては、他船と接近することを念頭に置いて見張りを行い、接近するおそれのある他船をできる限り早期に発見するよう努めること。</li> </ul>